



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 5 号 の 2

平成23年(2011年)3月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢市消防団規則の一部を改正する規則
規則		(消防総務課) 17
金沢市芸術文化ホール条例施行規則		
(文化政策課)	1	

規 則

金沢市芸術文化ホール条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市芸術文化ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市芸術文化ホール条例（平成22年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第8条の規定により、芸術文化ホールの使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢歌劇座（以下「歌劇座」という。）の屋外広場を車単位で使用する場合を除き、歌劇座にあっては金沢歌劇座使用申請書（様式第1号）により、金沢市文化ホール（以下「文化ホール」という。）にあっては金沢市文化ホール使用申請書（様式第2号）により、金沢市アートホール（以下「アートホール」という。）にあっては金沢市アートホール使用申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 興行のために芸術文化ホールを使用しようとする者は、前項の使用申請書のほか、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に関係がない旨等を記載した誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める者については、これを省略することができる。

(使用申請書の受付期間)

第3条 前条第1項の使用申請書の受付期間は、芸術文化ホールを使用する日（以下「使用日」という。）の1年前の日の属する月の初日から使用日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第4条 市長は、芸術文化ホールの使用を承認したときは、歌劇座にあっては金沢歌劇座使用承認書（様式第5号）を、文化ホールにあっては金沢市文化ホール使用承認書（様式第6号）を、アートホールにあっては金沢市アートホール使用承認書（様式第7号）を申請者に交付する。

(附属設備使用料)

第5条 附属設備使用料の額は、歌劇座にあっては別表第1、文化ホールにあっては別表第2、アートホールにあっては別表第3のとおりとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第12条の規定に基づき芸術文化ホールの使用料（以下「使用料」という。）の減免を受けようとする者は、芸術文化ホール使用料減免申請書（様式第8号）により、市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付する場合及びその場合に還付する額は、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化ホールの管理の都合によりやむを得ず芸術文化ホールを使用させることができなくなったとき 既納の使用料の全額
- (2) 風水害、火災その他の災害により、芸術文化ホールの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、芸術文化ホールを使用することができなくなったとき 既納の使用料の全額
- (3) 使用日の6箇月前までに使用の承認の取消しを申し出て、当該取消しの承認を受けたとき 既納の使用料の9割に相当する額
- (4) 使用日の1箇月前までに使用の承認の取消しを申し出て、当該取消しの承認を受けたとき 既納の使用料の7割に相当する額
(冷房及び暖房の実施期間)

第8条 歌劇座及び文化ホールの冷房及び暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 冷房 6月1日から9月30日まで
- (2) 暖房 12月1日から翌年の3月31日まで
(事前打合せ)

第9条 使用者は、芸術文化ホールの使用に際し、事前に館長と、使用の方法その他必要な事項についての打合せをしなければならない。

(会場責任者)

第10条 使用者は、芸術文化ホールの使用に係る規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の人員を超えて入場させないこと。
- (2) 芸術文化ホールの入場者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けずに芸術文化ホール内において寄附金の募集又は物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに芸術文化ホールの壁、柱等に貼紙をし、又は釘の類を打たないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所で、火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (7) 次条各号のいずれかに該当する者に対しては、その入場を拒絶し、又は退場させること。
- (8) 入場者に第13条各号に掲げる事項を守らせること。
- (9) その他芸術文化ホールの職員の指示に従うこと。

(入場の制限)

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(入場者の遵守事項)

第13条 芸術文化ホールの入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 芸術文化ホール内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (5) その他芸術文化ホールの職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第14条 使用者は、芸術文化ホールの職員が当該使用の承認に係る施設内に職務上立ち入ることを拒んではならない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに芸術文化ホールの職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第16条 条例第22条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、芸術文化ホール指定管理者指定申出書（様式第9号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第22条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 芸術文化ホールの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金沢歌劇座条例施行規則（昭和37年規則第22号）
- (2) 金沢市文化ホール条例施行規則（昭和57年規則第50号）
- (3) 金沢市アートホール条例施行規則（平成6年規則第20号）

3 この規則の施行の際現に存する前項の規定による廃止前の金沢歌劇座条例施行規則、金沢市文化ホール条例施行規則及び金沢市アートホール条例施行規則に規定する書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第5条関係）

金沢歌劇座附属設備使用料

種別	品 名	構造、性能等	単 位	額	摘 要	
照明 設備	花道フット・ライト	ハロゲン85ワット×24灯	1列	420円		
	フット・ライト	ハロゲン85ワット×84灯	1列	1,050円		
	ボーダー・ライト	ハロゲン130ワット×90灯	1列	1,155円		
	アッパー・ライト	ハロゲン300ワット×72灯	1列	3,990円		
	ローア・ライト	ハロゲン300ワット×80灯	1列	3,465円		
	ストリップ・ライト	ハロゲン100ワット×12灯	1本	525円		
	スポット・ライト	500ワット		1台	210円	
		1,000ワット		1台	315円	
		1,500ワット		1台	472円	
		ハロゲン1,000ワット		1台	367円	
	ハロゲン1,500ワット		1台	525円		
	シーリング・ライト	ハロゲン1,500ワット×6台	1組	1,890円		
	トーメンタル・ライト	ハロゲン1,000ワット×6台	1基	2,415円		
	ランプ・ピンスポット・ライト	ハロゲン650ワット	1台	1,050円		
	クセノンランプ・ピンスポット・ライト	3,000ワット	1台	3,150円		
	ピン・カッター	ハロゲン1,000ワット	1台	525円		
	マシン・スポット・ライト	ハロゲン1,000ワット	1台	525円		
	エフェクト・マシン		1台	840円	先玉1個及び デスク1枚を 含む。	
	リップル・マシン		1台	840円		
オーロラ・マシン		1台	840円			

	芯なし・マシン		1台	840円	
	ミラーボール		1台	840円	
	先玉		1個	157円	
	各種デスク		1枚	157円	
	星球		1組	525円	
	波のエフェクト		一式	1,050円	
	マルチ・ストロボ		一式	1,050円	
	スライド・キャリア		一式	525円	
	持込み器具	1キロワット又はその端数ごとに	1台	210円	
映写 設備	35ミリ映写機		5巻以下	7,350円	
			6巻以上	10,500円	
	16ミリ映写機	可搬型	1台	5,250円	
	スライド・プロジェクター	可搬型	1台	1,050円	
	ホール・スクリーン	12.5メートル×6.5メートル	1枚	3,150円	
	大集会室スクリーン	3.7メートル×2.75メートル	1枚	315円	
	液晶ビデオプロジェクター	会議室用	一式	4,200円	可搬式
		ホール用	一式	10,500円	可搬式
ホール音 響設 備	拡声装置		一式	4,200円	マイクロホン 1個を含む。
	マイクロホン	コンデンサー型	1個	1,050円	電池を含む。
		ダイナミック型	1個	630円	
	ワイヤレス・マイクロホン	UHF 6チャンネル	1チャンネル	3,150円	マイクロホン 1個を含む。
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,100円	
	エレベーター・マイクロホン 装置	電動式3基	1基	1,050円	
	マイクロホン・スタンド		1台	210円	
	録音再生機器	録音	1台	3,150円	
		再生	1台	2,100円	
	レコード・プレイヤー	2連式	1台	1,575円	レコードを含 まない。
	エコー・ユニット		1台	3,150円	
	移動用調整卓		1台	2,100円	
	効果用スピーカー	ステージ用	1台	1,260円	
		ハネ返り用	1台	630円	
持込み音響装置		一式	5,250円		
大集 会室 音響 設備	拡声装置		一式	1,050円	
	マイクロホン	ダイナミック型	1個	630円	スタンドを含 む。
	ワイヤレス・マイクロホン	ハンド型	1チャンネル	1,050円	マイクロホン を含む。
	録音再生機器		1台	1,050円	
ピア ノ	ピアノ(1)	フルコン外国製	1台	15,750円	調律料を含ま ない。
	ピアノ(2)	フルコン外国製	1台	10,500円	
	ピアノ(3)	フルコン日本製	1台	6,300円	
	ピアノ(4)	セミコン日本製	1台	6,300円	

舞台 設備	所作台		一式	7,350円	
	平台		1枚	315円	足を含む。
	ひもせん	2.4メートル×10.9メートル	1枚	315円	
		2.4メートル×12.7メートル	1枚	315円	
	びょうぶ	2.7メートル6ツ折	1双	2,100円	
	音響反射板	ダウンライト(ハロゲン300ワット48灯)を含む。	一式	8,400円	
	オーケストラ・ピット迫り	2分割式	一式	10,500円	
	仮設花道	下手	一式	3,150円	
	指揮台		1組	315円	
	演壇		1組	1,050円	花台を含む。
	司会台		1台	525円	
	姿見		1台	525円	
	譜面台		1本	105円	
	太鼓	90センチメートル×45センチメートル	1個	315円	
	松羽目	正面12.7メートル 両袖5.5メートル 高さ4.5メートル	一式	1,575円	
	浅黄幕		1枚	525円	
	コントラバス用椅子		1脚	210円	
	チェロ用椅子		1脚	210円	
スモークマシン		1台	2,100円	スモーク液を 含まない。	
その 他	シャワー室		1区画	1,050円	
	展示用パネル	2.4メートル×1.3メートル	1組	52円	
	講演用拡声機器		一式	1,575円	
	OHP		1台	1,050円	可搬式
	レーザーポインター		1個	1,050円	
	同時通訳設備		一式	21,000円	
	L A Nカード		1枚	210円	

備考

- この表の使用料は、条例別表第1に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- 歌劇座附属設備(持込み器具として使用料を徴収するものを含む。)以外の電気機械器具等を使用する場合は、電気料金の実費を徴収する。
- カラーフィルターを使用する場合はその実費を、白布を使用する場合はその洗濯料の実費を、スモーク液を使用する場合はその実費を徴収する。

別表第2(第5条関係)

金沢市文化ホール附属設備使用料

区 分	設 備 名	構造、性能等	単 位	額	摘 要	
ホー ル	舞台 設備	大迫り	一式	7,350円		
		小迫り	一式	2,100円		
		スッポン迫り	一式	1,050円		
		オーケストラピット迫り	3分割	一式	7,350円	
		音響反射板		一式	8,400円	ダウンライト

				を含む。		
	平台		1枚	210円	足を含む。	
	所作台		一式	7,350円		
	松羽目・竹羽目		一式	4,200円		
	金びょうぶ		1双	2,100円		
	銀びょうぶ		1双	2,100円		
	定式幕		1張	1,050円		
	浅黄幕		1張	1,050円		
	紅白幕		1張	1,050円		
	しゃ幕		1張	1,050円		
	中ホリゾン幕		1張	1,050円		
	スクリーン		1基	2,100円		
	ひ毛せん		1枚	315円		
	長座布団		1枚	315円		
	地がすり	17メートル×5メートル	1枚	2,100円		
	演台	花台を含む。	1組	1,050円		
	議長演台	花台及び椅子を含む。	1組	1,050円		
	司会台		1台	525円		
	指揮台		1組	315円		
	譜面台		1本	105円		
	コントラバス椅子		1脚	105円		
	レーザーポインター		1個	1,050円		
	姿見		1台	525円		
	スモークマシン		1台	2,100円	スモーク液を含まない。	
照明 設備	フットライト	60ワット×60灯	1列	735円		
	花道フットライト	60ワット×54灯	1列	315円		
	ロアーホリゾンライト	300ワット×56灯	1列	2,100円		
	アッパーホリゾンライト	300ワット×56灯	1列	2,625円		
	ボーダーライト	200ワット×81灯	1列	1,365円		
	トメンタルライト	1,000ワット×6灯	1列	1,575円		
	フロントサイドライト	1,000ワット×6灯	1組	1,890円		
	第1シーリングライト	1,000ワット×6灯	1組	2,625円		
	第2シーリングライト	1,500ワット×6灯	1組	2,625円		
	スポットライト	1,500ワット		1台	472円	
		1,000ワット		1台	315円	
		500ワット		1台	210円	
		ハロゲンピンカッター 750ワット		1台	315円	
	ピンスポットライト	ハロゲン 1,000ワット		1台	840円	
		クセノン 2,000ワット		1台	3,150円	
	ストリップライト	100ワット×4灯		1本	157円	
		100ワット×8灯		1本	315円	
エフェクトスポット	1,000ワット		1本	525円		
スライドキャリア	2連用		1台	525円		

		エフェクトマシン		1台	1,260円	
		スパイラルマシン		1台	1,260円	
		ドラムマシン		1台	1,050円	
		波のエフェクト		1台	1,050円	
		ミラーボール	丸型つり	1台	1,050円	
		ストロボスコープ		一式	1,050円	
		星球		一式	525円	
		持込み器具		1キロ ワット	210円	
音響 設備		拡声装置		一式	4,200円	マイクロホン 1本を含む。
		録音再生機器		1台	3,150円	
		レコードプレーヤー		1台	1,575円	
		つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,100円	
		エレベーターマイクロホン装 置		1基	1,050円	
		マイクロホン	コンデンサー型	1本	1,050円	
			ダイナミック型	1本	630円	
		ワイヤレスマイクロホン		1本	2,100円	
		マイクロホンスタンド		1台	210円	
		効果用スピーカー	ステージ用	1台	1,260円	
	ハネ返り用		1台	630円		
		持込み音響装置		一式	5,250円	
楽器	ピアノ	フルコン外国製	1台	15,750円	調律料を含ま ない。	
		フルコン日本製	1台	6,300円		
	太鼓		1台	1,050円		
映写 設備	35ミリ映写機		一式	10,500円		
	16ミリ映写機		一式	6,300円		
	スライド		1台	1,050円		
	液晶ビデオプロジェクター		一式	10,500円	可搬式	
その 他	中継放送設備	テレビ	一式	8,400円		
		ラジオ	一式	4,200円		
	浴室・シャワー		1回	1,050円		
その 他	練習 室	音響設備		一式	2,625円	
		ピアノ	グランド日本製	1台	2,100円	
			アップライト日本製	1台	1,050円	
		譜面台		1本	105円	
		シャワー		1回	1,050円	
大集 会室	音響設備		一式	4,200円	マイクロホン を含まない。	
	マイクロホン	ダイナミック型	1本	630円		
	ワイヤレスマイクロホン		1本	2,100円		
	マイクロホンスタンド		1台	210円		
	ポータブルステージ		一式	2,100円		
	演台		1台	1,050円		
	金びょうぶ		1双	2,100円		

		銀びょうぶ		1 双	2,100円	
		ついたて		一式	1,050円	
		ひ毛せん		1 枚	315円	
		展示パネル	照明器具付	1 枚	105円	
		電子オルガン		1 台	3,150円	
大会 議室		同時通訳設備		一式	21,000円	
茶室		茶道具		一式	2,100円	
各室		音響設備		一式	1,050円	可搬式
共通		16ミリ映写機		1 台	3,150円	可搬式
		スライド		1 台	1,050円	可搬式
		ビデオ再生装置		一式	2,100円	可搬式
		OHP		1 台	1,050円	可搬式
		スクリーン		1 台	315円	可搬式
		液晶ビデオプロジェクター		一式	4,200円	可搬式

備考

- この表の額は、条例別表第2に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- 文化ホール附属設備（持込み器具として使用料を徴収するものを含む。）以外の電気機械器具等を使用する場合は、電気料金の実費を徴収する。
- カラーフィルターを使用する場合はその実費を、白布を使用する場合はその洗濯料の実費を、スモーク液を使用する場合はその実費を徴収する。

別表第3（第5条関係）

金沢市アートホール附属設備使用料

区分	設 備 名	構造、性能等	単 位	額	摘 要	
舞台 設備	平台	足を含む。	1 枚	210円		
	所作台		一式	7,350円		
	金びょうぶ		1 双	2,100円		
	しゃ幕		1 張	1,050円		
	スクリーン		1 基	2,100円		
	ひ毛せん		1 枚	315円		
	演台	花台を含む。	1 組	1,050円		
	司会台		1 台	525円		
	指揮台		1 組	315円		
	譜面台		1 本	105円		
	ピアノ		フルコン外国製	1 台	15,750円	調律料を含まない。
			フルコン日本製	1 台	6,300円	
	コントラバス椅子		1 脚	105円		
照明 設備	ローアーホリゾンライト	200ワット×48灯	1 列	1,575円		
	アッパーホリゾンライト	300ワット×36灯	1 列	2,100円		
	ボーダーライト	200ワット×45灯	1 列	1,050円		
	フロントサイドライト	1,000ワット×4灯	1 組	1,050円		
	シーリングライト	1,000ワット×4灯	1 組	1,050円		
	スポットライト		1,000ワット	1 台	315円	
			500ワット	1 台	210円	
ハロゲンピンカッター1,000			1 台	525円		

		ワット			
	ピンスポットライト	ハロゲン1,000ワット	1台	840円	
		クセノン1,000ワット	1台	1,575円	
	エフェクトスポット	1,000ワット	1台	525円	
	スライドキャリア	2連用	1台	525円	
	エフェクトマシン		1台	1,260円	
	波のエフェクト		1台	1,050円	
	ミラーボール		1台	840円	
	持込み器具	1キロワット又はその端数ごとに	1台	210円	
音響 設備	拡声装置		一式	4,200円	マイクロホン 1本を含む。
	録音再生機器		1台	3,150円	
	C Dプレーヤー		1台	1,575円	
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,100円	
	マイクロホン	コンデンサー型	1本	1,050円	
		ダイナミック型	1本	630円	
	ワイヤレスマイクロホン		1本	2,100円	
	マイクロホンスタンド		1台	210円	
	効果用スピーカー		1台	630円	
持込み音響装置		一式	5,250円		
その 他	16ミリ映写機		一式	5,250円	
	スライド		1台	1,050円	可搬式
	レーザーポインター		1個	1,050円	
	OHP		1台	1,050円	可搬式
	スクリーン		1台	315円	可搬式
	液晶ビデオプロジェクター		一式	4,200円	可搬式

備考

- 1 この表の額は、条例別表第3に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- 2 カラーフィルターを使用する場合は、その実費を徴収する。

様式第1号 (第2条関係)

金沢歌劇座使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢歌劇座を使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称											
行 事 の 内 容											
使 用 の 日		年 月 日 (曜日)									
使用施設		使用時間区分				集合予定人数	人				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)						
						入場料等の徴収	有 1人 最高			円	
							最低				円
ホ ー ル	平 日					無					
	土・日・祝										
楽 屋	第1楽屋					会場責任者の氏名					
	第2楽屋										
	第3楽屋					(ホール・大集会室のみ) 本番時間	開場	開演	終演		
	第4楽屋						時 分	時 分	時 分		
	楽屋 A										
	楽屋 B										
	楽屋 C										
楽屋 D											
大 集 会 室	全 室					備考					
	第1区画										
	第2区画										
会 議 室	第1会議室										
	第2会議室										
	第3会議室										
	第4会議室										
	第5会議室										
	第6会議室										
	第7会議室										
	第8会議室										
	第9会議室										
	第10会議室										
談 話 室											
練 習 室											
大 練 習 室											
屋 外 広 場											
附 属 設 備		別紙のとおり									

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に復する時間が含まれます。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。
- 3 使用時間区分の欄には を記入し、ホール又は大集会室を練習、準備等に使用するときは、その旨を付記してください。

様式第2号 (第2条関係)

金沢市文化ホール使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市文化ホールを使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称											
行 事 の 内 容											
使 用 の 日		年 月 日 (曜 日)									
使用施設及び使用時間区分		使用時間区分				集合予定人数	人				
使用施設		午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後10時まで)	全日 (午前9時から午 後10時まで)	入場料等の 徴収	有 1人 最高		最低		
		無		円			円				
ホ ー ル	平 日										
	土・日・祝										
楽 屋	第1楽屋					会場責任者 の氏名 (ホール・ 大集会室の み) 本番時間	開 場	開 演	終 演		
	第2楽屋						時 分	時 分	時 分		
	第3楽屋										
	第4楽屋										
	第5楽屋										
	第6楽屋										
	第7楽屋										
練 習 室	第1練習室					備考					
	第2練習室										
	第3練習室										
	第4練習室										
	第1会議室										
	第2会議室										
	第3会議室										
会 議 ・ 談 話 室	第4会議室										
	第5会議室										
	第6会議室										
	談 話 室										
	大 集 会 室	大 集 会 室	時から 時まで								
		パントリー	時から 時まで								
大 会 議 室	大 会 議 室										
	大会議室の 控 室										
茶 室											
展 平 ヤ リ ー											
附 属 設 備	別紙のとおり										

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に復する時間が含まれます。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。
- 3 使用時間区分の欄には を記入し、ホール又は大集会室を練習、準備等に使用するときは、その旨を付記してください。

様式第3号 (第2条関係)

金沢市アートホール使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市アートホールを使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称						
行 事 の 内 容						
使 用 の 日		年 月 日 (曜日)				
本 番 時 間	開 場	開 演	終 演	会場責任者の氏名		
	時 分	時 分	時 分			
入 場 料 等 の 徴 収	有 1人 最高 円			集 合 予 定 人 数	人	
	最低 円					
無						
使用施設及び使用時間区分					備考	
使用施設		使用時間区分				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)		全日 (午前9時から午後10時まで)
ホ ー ル	平 日					
	土・日・祝					
楽 屋	第1楽屋					
	第2楽屋					
附 属 設 備		別紙のとおり				

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に復する時間が含まれます。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。
- 3 使用時間区分の欄には を記入し、ホールを練習、準備等に使用するとき、その旨を付記してください。

様式第4号 (第2条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

誓約者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

使用を申請する芸術文化ホールの名称	
-------------------	--

私は、上記施設の使用の申請に際し、次の事項を堅く守ることを誓約します。

使用の申請に係る興行の企画、運営、前売り券の販売等には、当該興行を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に一切関係し、また関係させないこと。

様式第5号 (第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢歌劇座使用承認書

住 所
氏 名 様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢歌劇座の使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称										
行 事 の 内 容										
使 用 の 日		年 月 日 (曜日)								
使用施設及び使用時間区分		使用時間区分				集合予定人数	人			
使用施設					入場料等の徴収		有 1人 最高		円	
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)		最低		円		
ホ ー ル	平 日					無				
	土・日・祝									
楽 屋	第1楽屋				会場責任者の氏名					
	第2楽屋									
	第3楽屋				(ホール・大集会室のみ) 本番時間	開場	開演	終演		
	第4楽屋					時 分	時 分	時 分		
	楽屋 A									
	楽屋 B									
	楽屋 C									
楽屋 D										
大 集 会 室	全 室				条件					
	第1区画									
	第2区画									
会 議 室	第1会議室									
	第2会議室									
	第3会議室									
	第4会議室									
	第5会議室									
	第6会議室									
	第7会議室									
	第8会議室									
	第9会議室									
	第10会議室									
談 話 室										
練 習 室										
大 練 習 室										
屋 外 広 場										
附 属 設 備		別紙のとおり								

様式第6号(第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢市文化ホール使用承認書

住 所
氏 名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市文化ホールの使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称									
行 事 の 内 容									
使 用 の 日		年 月 日 (曜日)							
使用施設及び使用時間区分		集合予定人数							
使用施設	使用時間区分				入場料等の徴収	有 1人 最高 円 最低 円			
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午後5時 まで)	夜間 (午後6時から午後10時 まで)	全日 (午前9時から午後10時 まで)					
ホ ー ル	平 日				無				
	土・日・祝								
楽 屋	第1楽屋				会場責任者の氏名				
	第2楽屋								
	第3楽屋				(ホール・大集会室のみ) 本番時間	開場	開演	終演	
	第4楽屋					時 分	時 分	時 分	
	第5楽屋					条件			
	第6楽屋								
	第7楽屋								
練 習 室	第1練習室								
	第2練習室								
	第3練習室								
	第4練習室								
会 議 ・ 談 話 室	第1会議室								
	第2会議室								
	第3会議室								
	第4会議室								
	第5会議室								
	談話室								
大 集 会 室	大集会室			時から 時まで					
	パントリー			時から 時まで					
大 会 議 室	大会議室								
	大会議室の控室								
茶 室									
展 示 キ ャ ラ ー									
附 属 設 備	別紙のとおり								

様式第7号 (第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢市アートホール使用承認書

住 所
氏 名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市アートホールの使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称					
行 事 の 内 容					
使 用 の 日		年 月 日 (曜日)			
本 番 時 間	開 場	開 演	終 演	会場責任者の氏名	
	時 分	時 分	時 分		
入 場 料 等 の 徴 収	有 1人 最高 円			集 合 予 定 人 数	人
	最低 円				
無					
使用施設及び使用時間区分					条件
使用施設	使用時間区分				
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)	
ホ 丨 ル	平 日				
	土・日・祝				
楽 屋	第1楽屋				
	第2楽屋				
附 属 設 備		別紙のとおり			

様式第8号 (第6条関係)

芸術文化ホール使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

芸術文化ホールの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する芸術文化ホールの名称			
行 事 の 名 称			
行 事 の 内 容			
使 用 の 日	年 月 日 (曜 日)		
使用時間区分及び使用施設	午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後10時まで)
入場料等の徴収	有 1人 最高	円	集 合 予 定 人 員
	最低	円	
	無		人
使 用 料 の 額	円		
減 免 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第9号(第16条関係)

芸術文化ホール指定管理者指定申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

芸術文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 芸術文化ホールの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第二消防団の表浅野町分団の項及び小坂分団の項中「ソ部」を「カ部、ソ部、10部1番地9、10部1番地23、10部106番地1から10部107番地1まで、10部108番地、10部109番地及び13部」に改める。

附 則

この規則は、平成23年3月15日から施行する。

平成23年(2011年)3月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	